精	厚	国 民 年 厚生年金保 船 員 保	除				診	幽	f	書	(精	神の障害	害用)			様式領	第120号 <i>0</i>	D4
(フリガナ) 氏 名								生	年月日	昭和平月		年	月	日 生	(歳)	性別	男・	女
住所	住所	地の郵便番	号 			都道 府県		<u> </u>	那ī 区	<u> </u>						<u> </u>		
1				2	傷病(の発生年月日	昭和平成			月	日	診療録で 本人の申 (年 月	立て	本人の発病 時 の 職 業				
障害の原因と なった傷病名	ICD-10	n⊐—Ľ(昭和平成		<u> </u>	月	В	************************************	確認	④既存障害				
⑥傷病が治った(症した状態を含む。) が	状が固定	平成	年	<u>/ </u>	月	日 確認 推定	症物	犬のよくなる	見込・・・	有	• 無			⑤既往症				
7		陳过	土者の氏名	<u> </u>			ı	請求人との	り続柄			Į.	恵取年	月日	年	月	日	
発病から現在まで 及び治療の経過、 就学・就労状況等 その他参考となる	、内容、																	
8 診断書作成医 における初診																		
初診年月日 年 年	月日																	
② これまでの発育・養 (出生から発育のも歴及びこれまでの職るだけ詳しく記入しい。)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ア 発育	す・養育歴					中学校(就学猶予 普通学級	と 特別 と 特別	支援学組	級 ・ 特別支 級 ・ 特別支 交)						
エ 治療歴(書き	きれない	1			一人し	てください。) (>	 《 同一医療	機関の	入院∙タ	1来はタ	分けて記入	してくだ	ださい。)				
医療機関	目 名	·	治療期			入院・外系		疖	名 名			主	な	療 法	転帰	見(軽快·思	張化•不	変)
		年年	月~ 月~	<u>年</u> 年	<u>月</u> 月													
		年	月~	<u>+</u> 年	月		_					_			<u> </u>			
		年	月~	年	月													
10)		年	<u>月~</u> 『	<u>年</u> 章	<u>月</u> 害	1	₭	 状	態	(平)	ht	年	月	日 現	<u></u>			
	大又は状	 :態像(該				<u> </u>	でくだ	•	-					·症状·処方薬等		 に記載し	てくださ	<u>. ۱</u> ۰۰
1 変化なし I 抑うつま・運図 1 思教企他 4 自その 6 そう状態 1 そう状態 1 万 易 怒他 5 7 その 2 2 3 2 5 5 6 7 6 7 7 7 9 7 9 7 9 7 9 7 9 7 9 7 9 7	2 ī 加制止 2 : 技刺激性亢進 態 等	改善している 2 刺 5 希3 9弁・多動 6	る 3 悪 激性、興奮 死念慮 3 感 誇大性	作品揚・	、る 3 ·刺激性)											
1 幻覚 5 著しい奇 IV 精神運動興 1 興奮		6 その 昏迷の状態	させられ体 の他(拒絶・拒食		4 <i>i</i> 4 滅裂	思考形式の障害 !思考)											
5 衝動行為 8 その他(V 統合失調症等 1 自閉	6		7 無動・			-)											
4 意 1 5 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1	んかん 2 発作の状態 発作の状態 がん 2 発作ののの 軽の まで 実 大関的で 軽の読ら 係反の ほん ほん ほん ほん ほん ほん はん	(夜間)せん (夜間)せん (夜間)で (では、 (では、)では、)では、 (では、)では、)では、)では、 (では、)では、)では、 (では、)では、)では、 (では、)では、)では、 (では、)では、)では、 (では、)では、)では、 (では、)では、)では、 (では、)では、)では、 (では、)では、)では、 (では、)では、)では、)では、 (では、)では、)では、)では、 (では、)では、)では、)では、 (では、)では、)では、)では、 (では、)では、)では、)では、 (では、)では、)では、)では、 (では、)では、)では、)では、 (では、)では、)では、)では、 (では、)では、)では、)では、 (では、)では、)では、)では、 (では、)では、)では、)では、 (では、)では、)では、)では、 (では、)では、)では、)では、 (では、)では、)では、)では、)では、 (では、)では、)では、)では、)では、 (では、)では、)では、)では、)では、 (では、)では、)では、)では、)では、 (では、)では、)では、)では、)では、)では、 (では、)では、)では、)では、)では、)では、)では、 (では、)では、)では、)では、)では、)では、)では、)では、 (では、)では、)では、)では、)では、)では、)では、)では、)では、)では、)	妄症 37 タイプは記入 ・ 回、月 車 か ウ ウ でのの 言語 コ 2 言語 コ	3 もうが 7 その他 上の注意 C ・ 回、 エ エ ニーケ ミュニ(う 也(意参照 D 型 返週 平 数重度	夕 回程度))											
4 その他症: X 乱用、依存等 1 乱用	状等(3 離脱))	1										

本人の申立ての場合は、それを聴取した年月日を記入してください。「診療録で確認」または「本人の申立て」のどちらかを〇で囲み、

(お願い)太文字の欄は、

記入漏れがないように記入してください。

ウ 日常生活状況 1 家庭及び社会生活についての具体的な状況 (ア) 現在の生活環境(該当するもの一つを〇で囲んでください。) 入院 ・ 入所 ・ 在宅 ・ その他(3 日常生活能力の程度(該当するもの一つを〇で囲んでください。) ※日常生活能力の程度を記載する際には、状態をもっとも適切に記 載できる(精神障害)又は(知的障害)のどちらかを使用してくださ い。
(施設名) 同居者の有無(有 ・ 無)	(精神障害) (1) 精神障害(病的体験・残遺症状・認知症・性格変化等)を認め るが、社会生活は普通にできる。
(イ) 全般的状況(家族及び家族以外の者との対人関係についても 具体的に記入してください。)	(2) 精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社 会生活には、援助が必要である。
2 日常生活能力の判定(該当するものにチェックしてください。)	(たとえば、日常的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化したりすると困難を生じることがある。社会行動や自発的な行動が適切に出来ないこともある。金銭管理はおおむねできる場合など。)
(判断にあたっては、単身で生活するとしたら可能かどうかで判断してください。) (1)適切な食事-配膳などの準備も含めて適当量をバランスよく摂ることがほぼできるなど。	(3) 精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時 に応じて援助が必要である。
自発的にできるが時 自発的かつ適正に行うこ 助言や指導をしても □できる □ には助言や指導を必 □ とはできないが助言や指 □ できない若しくは行 要とする 導があればできる わない	(たとえば、習慣化した外出はできるが、家事をこなすために助言や指導を必要とする。社会的な対人交流は乏しく、自発的な行動に困難がある。 金銭管理が困難な場合など。)
(2) 身辺の清潔保持 -洗面、洗髪、入浴等の身体の衛生保持や着替え等ができる。また、 自室の清掃や片付けができるなど。	(4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多く の援助が必要である。
自発的にできるが時 自発的かつ適正に行うこ 助言や指導をしても □できる □ には助言や指導を必 □ とはできないが助言や指 □ できない若しくは行 要とする 導があればできる わない	(たとえば、著しく適正を欠く行動が見受けられる。自発的な発言が少ない、あっても発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。金銭管理ができない場合など。)
(3)金銭管理と買い物-金銭を独力で適切に管理し、やりくりがほぼできる。また、一人で買い物が可能であり、計画的な買い物がほぼできるなど。	(5) 精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、 常時の援助が必要である。
おおむねできるが時 助言や指導があればで 助言や指導をしても 口できる 口には助言や指導を必 口 きる ロック できない若しくは行 要とする おない	(たとえば、家庭内生活においても、食事や身のまわりのことを自発的にすることができない。また、在宅の場合に通院等の外出には、付き添いが必要な場合など。)
(4) 通院と服薬(要・不要) -規則的に通院や服薬を行い、病状等を主治医に伝えることができるなど。	(知的障害) (1) 知的障害を認めるが、社会生活は普通にできる。
おおむねできるが時 助言や指導があればで 助言や指導をしても 口できる 口には助言や指導を必 口 きる ロできない若しくは行 要とする わない	(2) 知的障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、 社会生活には、援助が必要である。
(5) 他人との意思伝達及び対人関係 -他人の話を聞く、自分の意思を相手に伝える、集団的 行動が行えるなど。	(たとえば、簡単な漢字は読み書きができ、会話も意思の疎通が可能であるが、抽象的なことは難しい。身辺生活も一人でできる程度)
おおむねできるが時 助言や指導があればで 助言や指導をしても 口できる 口には助言や指導を必 口 きる ロできない若しくは行 要とする わない	(3) 知的障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。 (たとえば、ごく簡単な読み書きや計算はでき、助言などがあれば作業は
(6) 身辺の安全保持及び危機対応 -事故等の危険から身を守る能力がある、通常と異なる事態となった時に他人に援助を求めるなどを含めて、適正に対応することができるなど。	可能である。具体的指示であれば理解ができ、身辺生活についてもおおむね一人でできる程度) (4) 知的障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。
おおむねできるが時 助言や指導をしても 口できる 口には助言や指導を必 口 きる わない	(たとえば、簡単な文字や数字は理解でき、保護的環境であれば単純作 業は可能である。習慣化していることであれば言葉での指示を理解し、身 辺生活についても部分的にできる程度)
(7) 社会性- 銀行での金銭の出し入れや公共施設等の利用が一人で可能。また、社会生活 に必要な手続きが行えるなど。	(5) 知的障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、 常時の援助が必要である。
おおむねできるが時 助言や指導があればで 助言や指導をしても 口できる 口には助言や指導を必 口 きる ロできない若しくは行 要とする わない	(たとえば、文字や数の理解力がほとんど無く、簡単な手伝いもできない。 言葉による意思の疎通がほとんど不可能であり、身辺生活の処理も一人ではできない程度)
	オ 身体所見(神経学的な所見を含む。)
〇雇用体系 ・障害者雇用 ・一般雇用 ・自営 ・その他()	カ 臨床検査(心理テスト(知能障害の場合には、知能指数、精神年齢)を含む。)
○勤続年数(年 ヶ月) ○仕事の頻度(週に・月に ()日) ○ひと月の給与(円程度)	THE PLANT OF THE PARTY OF THE P
〇仕事の内容	キ 福祉サービスの利用状況(障害者自立支援法に規定する自立訓練、共同生活援助、共同生活介護、在宅介護、その他障害福祉サービス等)
〇仕事場での援助の状況や意思疎通の状況	
11)	
現症時の日常生活活動能力及び労働能力 (必ず記入してください。)	
12	
予 後 (必ず記入してください。)	
(13)	
備考	

病院又は診療所の名称

所 在 地

診療担当科名

医師氏名

印